

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称及び所管事項は、別表のとおりとする。

3 常任委員会の委員の定数は、委員選任の都度議長が会議に諮って定める。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、1年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に、議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、13人以内とし、委員選任の都度議長が会議に諮って定める。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(一部改正〔平成12年条例22号・18年33号〕)

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(一部改正〔平成25年条例1号〕)

(委員の選任等)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名により選任する。ただし、閉会中又は休会中においては、常任委員及び議会運営委員の任期満了に伴う選任を除き、議長が指名により選任することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。ただし、閉会中又は休会中に当該申出があるときは、議長がこれを変更することができる。

3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期については、第3条第3項の規定を準用する。

(一部改正〔平成19年条例24号・25年56号〕)

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長、副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長、副委員長がともにないときは、議長が委員会を招集し、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権・秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(議会運営委員及び特別委員の辞任)

第13条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中又は休会中においては、議長の許可を得なければならない。

(一部改正〔平成19年条例24号・25年56号〕)

(招集)

第14条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開会方法の特例)

第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会を招集する場所に参集することが困難であると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用した委員会を開くことができる。

2 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法により出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出をして委員会に出席した委員は、出席委員とみなして、この条例の規定を適用する。

4 オンラインによる方法を活用した委員会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(追加〔令和5年条例50号〕)

(定足数)

第15条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第17条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第16条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第17条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第18条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第19条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンラインによる方法を活用した委員会にあっては、この限りでない。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(一部改正〔令和5年条例50号〕)

(出席説明の要求)

第20条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の規定により出席を求められた者は、当該委員会がオンラインによる方法を活用した委員会である場合であって、オンラインによる方法により出席を希望するときは、あらかじめ議長を経て委員長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成14年条例64号・25年1号・28年36号・令和5年50号〕)

(秩序保持に関する措置)

第21条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、相模原市議会会議規則(昭和42年相模原市議会規則第1号。以下「会議規則」という。)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第22条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第24条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第25条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聞こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第26条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第27条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第28条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第25条、第26条及び前条の規定を準用する。

(請願者及び陳情者の意見陳述)

第29条 請願者及び陳情者の意見陳述については、前条の規定を準用する。

(追加〔平成26年条例39号〕)

(記録)

第30条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

(一部改正〔平成26年条例39号〕)

(会議規則への委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(一部改正〔平成26年条例39号〕)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 相模原市議会委員会条例(昭和42年相模原市条例第24号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行後最初に選任される議会運営委員の任期は、第4条第3項において準用する第3条第1項の規定にかかわらず、平成4年5月15日までとする。

附 則(平成5年3月30日条例第16号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月23日条例第18号)

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月29日条例第13号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、同年5月18日から施行する。

附 則(平成14年12月24日条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第33号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月9日条例第24号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の見出しの改正規定、同条第1項の改正規定、同項及び同条第2項にただし書を加える改正規定並びに第13条にただし書を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により各常任委員会に付託されている事件は、改正後の条例の規定により、各常任委員会のうち、当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成21年12月22日条例第80号)

この条例中第1条の規定は平成22年1月14日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年8月26日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年5月19日以後初めて会議が開かれる日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(平成28年相模原市条例第11号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に各常任委員会に付託されている事件は、改正後の相模原市議会委員会条例の規定により各常任委員会のうち当該事件を所管する常任委員会に付託されたものとみなす。

附 則(平成29年3月27日条例第23号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月16日条例第41号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第50号)

この条例は、令和5年4月30日以後初めて会議が開かれる日から施行する。

別表(第2条関係)

(一部改正〔平成5年条例16号・7年18号・11年13号・12年22号・18年33号・19年24号・21年80号・25年1号・28年36号・29年23号・令和2年41号・5年50号〕)

常任委員会の名称及び所管事項

名称	所管事項
総務委員会	市長公室、総務局、財政局、会計課、議会局、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事務に関する事並びに他の委員会の所管に属さない事項
民生委員会	健康福祉局の所管に属する事務に関する事。
市民環境経済委員会	市民局、環境経済局、区役所及び農業委員会の所管に属する事務に関する事。
建設委員会	危機管理局、都市建設局及び消防局の所管に属する事務に関する事。
こども文教委員会	こども・若者未来局及び教育委員会の所管に属する事務に関する事。